

静岡文化芸術大学大学院研究科長の任期及び選任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡文化芸術大学大学院文化政策研究科長及びデザイン研究科長(以下「研究科長」という。)の任期及び選任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 研究科長の任期は、2年とする。

2 研究科長は、再任されることができる。

3 任期の途中で研究科長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選任の事由)

第3条 研究科長候補者の選任は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 研究科長の任期が満了するとき。

(2) 研究科長が辞任したとき。

(3) 研究科長が前各号以外の理由で欠員となったとき。

(選任の時期)

第4条 研究科長候補者の選任は、前条に規定する事由により、それぞれ次の期間内に行うものとする。

(1) 前条第1号による場合は、任期満了の30日以前に行う。

(2) 前条第2号及び第3号による場合は、その事由が生じた後、速やかに行う。

(選考の基準)

第5条 研究科長は、人格、識見ともに優れ、かつ、教育、研究等において指導力を発揮し得る能力を有し、研究科長としての職務を掌理し得る者でなければならない。

(選考及び任命)

第6条 学長は、前条に定める研究科長の選考基準に従って、当該研究科の教授の中から研究科長候補者を選考し、理事長に申出を行う。

2 理事長は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第73条の規定により、前項の規定による学長からの申出に基づき研究科長を任命し、役員会に報告する。

(委任)

第7条 この規則の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の制定後最初に行われる研究科長の任命については、第 6 条に規定する選考
手続に基づくことを要しないものとし、理事長が任命する。

附 則

この改正は、平成 23 年 5 月 11 から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日静岡文化芸術大学副学長の任期及び選任に関する規則等の一部を改正する規則）
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。